国家公務員退職手当法の一部を改正する法律附則第二条に規定する政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二号

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律附則第二条に規定する政令で定める日を定める政令

内閣は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百七号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）に係る国家公務員退職手当法の一部を改正する法律附則第二条に規定する政令で定める日は、平成二十七年四月一日とする。

一　独立行政法人国立公文書館

二　独立行政法人農林水産消費安全技術センター

三　独立行政法人製品評価技術基盤機構

四　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

五　独立行政法人統計センター

六　独立行政法人造幣局

七　独立行政法人国立印刷局

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の五第五項、第七十二条の六第五項、第七十九条第五項、第八十条第三項及び附則第十二条の十二第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項及び第六十六条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十条第一項及び第三十三条第三項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第七条の二第一項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三第一項中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月」、「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二パーセント、同年四月」に、「三・六パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年四・一パーセント）」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条及び第六十六条中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月」、「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「二・九パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二パーセント、同年四月」に、「三・六パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年四・一パーセント）」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月」、「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「二・九パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年四・一パーセント）」に改める。